

マリンゲート塩釜・会議室利用許可申請書

20 年 月 日

塩釜港開発株式会社 様

申請人 (〒)
住 所

名称又は氏名

(印)

電 話

下記により、マリンゲート塩釜の施設の利用許可を受けたいので、申請します。

利 用 目 的 (行事名)			
利 用 期 間 (利用時間)	20 年 月 日 (時 分)	~	20 年 月 日 (時 分)
利 用 場 所	マリンホール (3階)	ベイサイドルーム (2階)	
物 品 販 売 の 有 無 等	物品販売 (有・無)	飲食物の提供 (有・無)	寄付金の募集 (有・無)
入 場 予 定 者 数			
備 品 の 利 用 の 有 無 等			
会 場 責 任 者 名	(電話番号)		
利 用 料 金			
備 考			

許可条件

- (1)許可を受けた利用目的以外に利用しないこと。
 - (2)利用する権利を他の者に譲渡し、担保に供し、又は転貸しないこと。
 - (3)許可なく寄付金の募集、物品の販売若しくは飲食物の提供を行わないこと、又は第三者にこれらの行為を行わせないこと。
 - (4)公の秩序又は善良な風俗に反する行為を行わないこと。
 - (5)許可なく原状を変更しないこと。又、許可なく広告物の掲示若しくは配布又は看板、立て札等を設置しないこと。
 - (6)火災及び盗難の防止等に留意し、施設内における秩序を維持すること。
 - (7)利用を終了したときは、直ちに塩釜港開発株式会社に勤務する職員にその旨を申し出て、点検を受けること。
 - (8)マリンゲート塩釜の施設、付属設備等を毀損又は滅失したときは直ちにその旨を届出、指示を得ること。
 - (9)その他、塩釜港開発株式会社に勤務する職員の指示に従うこと。
- * 暴力団の利益となる利用を制限するため、利用の許可等の決定にあたり、暴力団員による利用であるかを確認する必要がある場合は、所轄の警察署へ照会する事があります。
- 利用の許可をされた場合であっても、後に暴力団の利益となる利用であることが判明した場合は、該当許可を取り消される場合があります。